平成２４年（フ）第２６号
山口県宇部市東芝中町３番58―205号
債務者　松村　輝美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１５５号
福岡県嘉麻市漆生796番地１
債務者　チームワークこと　原野　敏雄
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１４３号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡12531番、住民票上の住所佐賀県小城市三日月町久米739番地
債務者　髙橋　裕之
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１５９号
佐賀県西松浦郡有田町戸矢乙558番地
債務者　山口　悦子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６３号
佐賀県伊万里市新天町475番地９
債務者　柳生　貴之
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第１６５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲380番地２　コーポアイ202号室
債務者　中島　賢次
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第３３号
大分県佐伯市東町11番１号
債務者　金丸喜美雄
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
北海道夕張郡由仁町馬追67番地
債務者　佐藤貴美子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第１５９号
福島県郡山市富田町字矢ノ根石45番地の11
債務者　中野　文良
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１６０号
福島県郡山市富田町字矢ノ根石45番地の11
債務者　中野　光男
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１６４１号
さいたま市岩槻区美幸町４番35―101号
債務者　小形　　修
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６６５号
さいたま市見沼区大字東門前１番地１　751
債務者　澤田　孝文
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４７号
さいたま市岩槻区本町４丁目10番７号
債務者　稲見みどり
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７４８号
さいたま市岩槻区本町４丁目10番７号
債務者　稲見　樹里
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７３号
埼玉県川口市朝日１丁目10番12号　サンハイツ202号、旧住所埼玉県川口市青木１丁目17番16―505号　サニーコートＡＯＫＩ
債務者　上瀧美和子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７７６号
さいたま市見沼区大和田町１丁目370番地１
債務者　下田まゆみ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９７号
埼玉県加須市不動岡930番地２
債務者　長谷川　仁
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１６号
さいたま市浦和区岸町２丁目10番10号
債務者　吉田ひろみ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係